

第74回宍粟市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成29年6月2日（金曜日）

招集の場所 宍粟市役所議場

開 議 6月2日 午前9時30分宣告（第3日）

議事日程

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第 1 | 第 66号議案 | 宍粟市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の専決処分（専決第10号）の承認について |
| 日程第 2 | 第 67号議案 | 宍粟市税条例等の一部改正の専決処分（専決第11号）の承認について |
| | 第 68号議案 | 宍粟市都市計画税条例の一部改正の専決処分（専決第12号）の承認について |
| | 第 69号議案 | 宍粟市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分（専決第13号）の承認について |
| 日程第 3 | 第 70号議案 | 平成28年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）の専決処分（専決第14号）の承認について |
| 日程第 4 | 第 71号議案 | 平成29年度宍粟市一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第 5 | 請願 第1号 | 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の要請について |

本日の会議に付した事件

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第 1 | 第 66号議案 | 宍粟市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の専決処分（専決第10号）の承認について |
| 日程第 2 | 第 67号議案 | 宍粟市税条例等の一部改正の専決処分（専決第11号）の承認について |
| | 第 68号議案 | 宍粟市都市計画税条例の一部改正の専決処分（専決第12号）の承認について |
| | 第 69号議案 | 宍粟市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分（専 |

決第13号)の承認について

- 日程第 3 第 70号議案 平成28年度宍粟市一般会計補正予算(第5号)の専決
処分(専決第14号)の承認について
- 日程第 4 第 71号議案 平成29年度宍粟市一般会計補正予算(第1号)
- 日程第 5 請願 第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復
元をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採
択の要請について

応 招 議 員 (1 6 名)

出 席 議 員 (1 6 名)

1 番	津 田 晃 伸	議 員	2 番	宮 元 裕 祐	議 員
3 番	山 下 由 美	議 員	4 番	今 井 和 夫	議 員
5 番	神 吉 正 男	議 員	6 番	大 久 保 陽 一	議 員
7 番	田 中 孝 幸	議 員	8 番	浅 田 雅 昭	議 員
9 番	田 中 一 郎	議 員	1 0 番	林 克 治	議 員
1 1 番	飯 田 吉 則	議 員	1 2 番	大 畑 利 明	議 員
1 3 番	東 豊 俊	議 員	1 4 番	榎 橋 美 恵 子	議 員
1 5 番	西 本 諭	議 員	1 6 番	実 友 勉	議 員

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	岡 崎 悦 也 君	書 記	小 谷 慎 一 君
書 記	岸 元 秀 高 君	書 記	清 水 圭 子 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	福 元 晶 三 君	副 市 長	中 村 司 君
教 育 長	西 岡 章 寿 君	会 計 管 理 者	尾 崎 一 郎 君
一 宮 市 民 局 長	榎 谷 米 男 君	波 賀 市 民 局 長	松 木 慎 二 君
千 種 市 民 局 長	幸 福 定 利 君	企 画 総 務 部 長	坂 根 雅 彦 君
ま ち づ くり 推 進 部 長	富 田 健 次 君	市 民 生 活 部 長	小 田 保 志 君
健 康 福 祉 部 長	世 良 智 君	産 業 部 長	名 畑 浩 一 君

農業委員会事務局長 宮崎 一也 君

建設部長 花井 一郎 君

教育委員会教育部長 藤原 卓郎 君

総合病院事務部長 志水 史郎 君

(午前9時30分 開議)

議長(実友 勉君) おはようございます。

開会に先立ち、新しく就任された副市長が出席をされておりますので、自己紹介をしていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

副市長。

副市長(中村 司君) おはようございます。改めまして中村と申します。どうぞよろしく願いいたします。議長から機会をいただきましたので、一言御挨拶をさせていただきます。

先の本会議におきましては、私の人事案件に御同意賜りまして誠にありがとうございます。

私自身、そのような器ではないということは自覚しておりますが、任命いただきました限りは微力ながら市長が示されます方針、政策の実現に向けまして職員の皆様と一致団結して努めることで市民の皆様の信頼に応えていきたいと考えております。

現在、宍粟市は、森林から創まる地域創生をテーマとして各種施策に取り組んでいるところでございます。地域創生のためには、やはり宍粟市に暮らす市民の皆様一人一人がこのまちに住むことに誇りを持って、そしてまた、お互いを尊重し合えるまち、そういうまちづくりが大切であると考えております。さまざまな課題があるとは思いますが、一つ一つの施策を積み重ねることによりまして、住んでよかった、住み続けたいと思われるまちづくりに努めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議員の皆様には御指導、御鞭撻のほどよろしく願いいたしまして、御挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長(実友 勉君) ありがとうございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

報告1、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、専決処分事項の報告書が市長から提出されておりますので、御高覧願います。

報告2、市長から、地方自治法施行令第146条第2項及び地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、繰越計算書が議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告 3、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査の報告書が監査委員から議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告 4、今期定例会の説明員について、お手元に配付しております議長宛て通知書写しのとおり、変更の通知がありましたので報告をいたします。

報告 5、本日、市長から議案 6 件が提出されております。

これで報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第 1 第 66 号議案

議長（実友 勉君） 日程第 1、第66号議案、宍粟市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の専決処分（専決第10号）の承認についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 皆さん、おはようございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、第66号議案、宍粟市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の専決処分（専決第10号）の承認につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正されたことに伴い、当市におきましても、政令で定める基準と同様の補償が行えるよう関係部分の改正を行うものであります。

主な改正内容としましては、非常勤消防団員等の損害補償基礎額の加算額及び加算対象区分について、扶養手当支給額及び支給対象の基準により算定された金額及び区分に改正するものであります。

なお、本件につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、3月29日に公布されたことに基づくものであり、施行時期との整合性を図る上で急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分を行ったものであります。

諸事情を御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。
御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第66号議案は、総務経済常任委員会に付託をいたします。

日程第2 第67号議案～第69号議案

議長（実友 勉君） 日程第2、第67号議案、宍粟市税条例の一部改正の専決処分（専決第11号）の承認についてから、第69号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分（専決第13号）の承認についてまでの3議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第67号議案から第69号議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

最初に、第67号議案、宍粟市税条例の一部改正の専決処分（専決第11号）の承認につきましては、地方税法等が改正されたことに伴い、宍粟市税条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容としましては、市民税における上場株式等の配当所得等について、課税方式を決定できることが明確化されたこと、また、固定資産税における特例措置について、保育の受け皿整備促進のための措置として、企業主導型保育事業や事業所内保育事業等に係る課税標準の特例措置及び緑地保全・緑化推進法人等が都市緑地法に規定する市民公開緑地を設置及び管理する場合にその土地に係る課税標準の特例措置が導入されたこと、また、軽自動車税のグリーン化特例について、適用期限を2年間延長されたものであります。

それ以外につきましては、地方税法等の改正に伴う文言の改正、引用部分の条項ずれに対応する改正を行っております。

次に、第68号議案、宍粟市都市計画税条例の一部改正の専決処分（専決第12号）の承認につきましても、地方税法等の改正に伴う引用部分の条項ずれに対応する改正を行っております。

最後に、第69号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分（専決第13号）の承認につきましても、地方税法等が改正されたことを受け、低所得者に係る保険税の軽減判定のための所得基準額を見直すものであります。

以上、3議案につきましては、いずれも地方税法等の改正が3月31日に公布され

たことに基づくものであり、改正時期との整合性を図る上で急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分を行ったものであります。

諸事情ご賢察のうえ、原案にご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

12番、大畑利明議員。

12番（大畑利明君） 12番、大畑です。第67号議案、宍粟市税条例の一部改正の専決処分の承認についてと、第68号議案、都市計画条例の一部改正に関する条例について、固定資産税の課税標準の特例措置について質問をさせていただこうと思っております。両議案が関連しておりますので、あわせて質問させていただきたいと思っております。

ただいまも提案理由の説明がありましたように、地方税法の幾つかの改正の中で、固定資産税の課税標準の特例についてに絞って質問をさせていただきたいと思っております。

その中の一つは、子ども・子育て支援の新制度の関係で、企業主導型の保育事業と家庭的保育事業などについての特例措置が講じられたというふうになっていると思っております。

一つには、企業主導型の保育事業に関しましては、固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置が新設をされていると思っております。

二つ目には、家庭的保育事業、それから事業所内の保育事業、これらに関しましては特例措置が延長・拡充ということだろうと思っておりますし、しかも、その特例率につきましては、わがまち特例制度を活用して選択できるというふうになっていると聞いております。

そこで、伺うわけですが、地税法の第349条の3第30項に規定しております事業所内保育事業と企業主導型保育事業、ちょっと聞きなれない名前なんですが、この違いというのはどこにあるのか、お伺いしたいと思います。

それから、二つ目でございますが、特例率の選択について、わがまち特例制度を使って規定できるというふうに申し上げましたが、そうした場合に、宍粟市におきましては、特例措置について課税標準額が価格の2分の1を参酌をしてそれぞれ3分の1から3分の2の範囲内で市長が条例で定めるというふうになっておりますけれども、この参酌、辞書を引きましたら、ほかのものを参考にして長所を取り入れる

というふうに書いてございましたが、この参酌をして、宍粟市は2分の1にされておりますけども、何をどのように参酌されたのか、それをお伺いしたいというふうに思います。

それから、特例率の選択についての二つ目でございますが、事業所内の保育事業等に係る特例措置と、それから企業主導型保育事業に係る特例措置、これはそれぞれ選択の幅があるというふうに思いますが、宍粟市は同じ2分の1の特例率を適用されておりますけども、それについての理由をお伺いしたいと思います。

それから、三つ目、これは緑地管理機構の関係でございますが、市民公開緑地の特例措置について、これも参酌できるようになっておりますが、宍粟市はどのような参酌をされて3分の2というふうにされたのか、お伺いしたいと思います。

以上、お願いいたします。

議長（実友 勉君） 答弁を求めます。

市民生活部長、小田保志君。

市民生活部長（小田保志君） それでは、市民生活部のほうから御質問に対しまして答弁のほうをさせていただきます。

まず、1点目の事業所内の保育事業と企業主導型保育事業、これ平成28年度からの新設でございますが、その違いについてでございますが、事業所内の保育事業につきましては、地域型保育事業として認可保育所等に該当するものでございます。一方、企業主導型の保育事業につきましては、認可外保育施設に該当しまして、事業者が市の関与を必要とせず国から助成を受けて運営ができる事業で、市との手続が省くことができるというようなところでございます。そういった違いがございます。

次に、2点目の保育事業に係る課税標準の特例措置についてでございますが、事業所内の保育事業に係る措置につきましては、自治体によって待機児童に係る実情に差異があることから、全国一律の特例措置をされていたわけなんですけれども、地域決定型の特例措置とされたところでございます。

現在、宍粟市におきましては、都市部のように待機児童問題が喫緊の課題となっていない状況にあるわけでございますが、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大や仕事と子育ての両立に資することを目的で事業所内保育事業をされる場合につきましては、改正前の国が示す2分の1どおりの参酌としております。

同じく、企業主導型の保育事業につきましても、こちらのほうの特例措置につきましても、事業所内保育事業と同じ理由から上位法で制定されたものであることが

ら、同率の2分の1としております。

続きまして、3点目の緑地管理機構が設置する市民公開緑地の用に供する土地の特例措置につきまして、都市部において良好な土地環境の形成に不可欠な緑地、オープンスペースが不足しまして、財政の制約等から自治体が用地取得し、都市公園整備をすることに限界がある一方で空き地が増加する背景がある中で、土地の有効利用を推進する目的で法整備がされたわけなんですけれども、宍粟市におきましても空き地等の利活用や民間団体や市民による自発的な緑地の保全や緑化の推進に対する取り組みの受け皿として、条例の整備を行ったところであります。

ただ、現状におきまして、宍粟市においては、都市部のような緑地が不足しているような状況ではないため、国が示す3分の2どおりの参酌としておるところでございます。

以上でございます。

議長（実友 勉君） 大畑議員。

12番（大畑利明君） 2回目の質問をさせていただきたいと思いますが、事業所内の保育事業と企業主導型の違いというのは、認可であるか認可でないかという違いというふうな捉え方をさせていただきましたが、他の自治体では、このそれぞれに違いを設けているところがございます。全てを見たわけではございませんが。

今、部長の答弁では、宍粟市にはそういう待機児童が喫緊の課題にはなっていないから一般的な率をというふうに聞こえたわけですけども、そういうふうに市が決められる、参酌する基準というのをお持ちなんですか。何をもってこれを使うという、参酌基準みたいなものがあるんでしょうか。それをもう一度お伺いしたいというふうに思います。

それから、この間の議案説明のときに、事業所内保育事業が市内には1カ所存在するという話でしたが、これは残念ながら無認可であるというふうに思っていますから、今回の特例措置の対象外になるのではないかとというふうに思うんですね。その事業所内保育事業が特例措置を受けられないということが十分考えた上での提案なのかどうか、その二つを2回目にお伺いしたいというふうに思います。

それと、最初に質問すべきだったかもわかりませんが、事業所内保育事業とこの3事業については本則で定めておられます、特例率を。企業主導型保育事業とか公開緑地の関係については、附則で特例率が決められております。この本則と附則の使い分けについて、もう一度説明をいただけませんか。

議長（実友 勉君） 答弁を求めます。

小田市民生活部長。

市民生活部長（小田保志君） 失礼します。それでは3点ほど御質問ございました。

参酌の基準でございますが、あくまでもこれは法の改正ということで、上位法、地方税法の改正に伴いまして市の条例を改正していったというような流れでございますので、今回につきましては、国の参酌の基準を示されたわけなんですけれども、それに基づいて率を決めてきたわけでございますが、今後、例えば宍粟市独自の取り組みをする中で、これを変えていくということになれば、そういった参酌の基準というのは明確には持つ必要があるというふうには思いますが、今の状況の中では待機児童の問題とかいうものが大きな課題にはなっていない、都市部に言う、そういった課題にはなっていないことから、参酌の基準としては明確には今現在は持っていないですけども、課題としての基準というんですか、そういったものは今のところはないということです。将来的にこれを新しくつくっていくということになれば、それは基準を設けていく必要があるかというふうに思います。

それと、無認可の関係なんです、市内に1カ所、無認可の保育所がございます。企業内の保育所でございますが、これを例えば認可のほうにお願いをして、認可していきますと、定員の4分の1を地域のほうから子どもたちを集めていかなければならないということで、それはあくまでも事業所内の子どもたちを預かるというふうなことでございますので、一応認可を取るような流れにはなっていないというように聞いておるようなことでございます。

それと、条例のほうの本則と附則の部分については、ちょっと資料を持ち合わせてないんで、また委員会のほうでの答弁でお願いしたいと思います。よろしいですか。

以上でございます。

議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

12番（大畑利明君） そしたら、本則、附則の関係については委員会でさらに説明をお願いしたいと思います。

最後にしますけども、参酌の基準を設けていく必要があるだろうと、今、答弁ございましたが、わがまち特例制度というのは、持っている以上、この税だけに限らず、地方がどういうふうな特色を持って政策を進めていくかということで、こういう制度があるんだろうと思うんですが、これについては全く今はそういう参酌基準というのは決めておられないんですか、市の中で。これは部長が担当なのか、担当のところでお伺いしたいと思います。参酌基準のことですね、今の我がまち特例制

度の中に、こういう決めがないのかどうかということをお伺いをもう一度させていただきたいと思います。

それから、先ほど市内の事業所内保育について御答弁がありました。ちょっと認識が違うと思うんですが、今回のものは事業所内保育事業で利用定員が5人以下であるものに限るというふうになってますね。ですから、そもそもこの対象にならないそういう保育事業があるということですね。片や、こういう小規模のところまで特例措置を設けて、そして優遇税率を定めて保育事業をもっともって増やして、待機児童を解消しようという法律の趣旨なんですよ。それよりも先行してつくっておられるところが、その法律の恩恵を受けないということが存在するわけですよ。その辺について、本当に全体を考えた上で改正されているんですかということをお伺いしているんですね。ですから、ちょっと答弁と僕は違うと思います。

その事業内で事業枠、地域枠を設けているか設けてないかというのは、これは企業主導型の話ですよ。もともと事業所内の保育事業のことが言っているわけですが、そのことが今回の法律改正よりももっと前から保育事業として展開されていたところが恩恵が受けられないということはどういうふうに考えておられるんですかということをお伺いしております。もう一度お願いします。

議長（実友 勉君） 答弁を求めます。

小田市民生活部長。

市民生活部長（小田保志君） 特例の基準でございますが、この保育所のほかにいろいろと今後地域の特色ある、地域の特性を出していくために、こういった特例というのがいろいろな事業で出てくると思います。それにつきましては、既になっている部分についても、やはり判断基準としては明確に持っていく必要があるかと思っております。これにつきましても当然それを検討いく必要はあるということでございますので、今回につきましては、新しく税が特例という制度がこっちへ移り変わったということで、主体的な意味ではなしに、制度が変更になったということが附帯的な思いの部分がございますので、これについてはまたはっきりした、今回は2分の1を使っているんですけども、これを3分の2とかに広げていくためには、やはり明確な基準というものを設けて判断する必要があると。今回につきましても、いろいろと私どもの税の担当の部署から、また、それぞれの担当部署とのヒアリングを行いながら、最終的に市内部全体で率のほうを決めていったというふうな経過で、そういった対応の仕方では今回は決めさせていただいたところがございます。今後については、明確な基準を設けていきたいというふうには考えております。

それと、事業所内のところなんですけれども、従前、平成27年の4月以前に無認可でされているところについては、そのままやっつけられているというふうなところで、こちらについてもやはり適用を受けられるかどうかということについては、ちゃんとした説明等をしていく必要があるのかなというふうに思います。

今の制度の中でどれだけのことができるのかというのは、また、担当部署とあわせてちょっと検討はさせてもらいたいと思いますが、なかなかハードルが高い部分があるかと思いますけれども、何とかそこらについては研究はしていきたいというふうに考えます。

議長（実友 勉君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第67号議案から第69号議案までの3議案は、文教民生常任委員会に付託をいたします。

日程第3 第70号議案

議長（実友 勉君） 日程第3、第70号議案、平成28年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）の専決処分（専決第14号）の承認についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第70号議案、平成28年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）の専決処分（専決第14号）の承認につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の専決補正予算は、年度内実施が困難となった事業につきまして、繰越明許費の追加及び変更を行ったものであります。

これらにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、やむを得ないものに限り補正を行ったものでありますので、議員各位におかれましては、諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第70号議案は、予算決算常任委員会に付託をいたします。

日程第4 第71号議案

議長（実友 勉君） 日程第4、第71号議案、平成29年度宍粟市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第71号議案の平成29年度宍粟市一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、「早期に対応する方がより効果的となるもの」及び「緊急でやむを得ないもの」に限って補正を行っており、歳入歳出にそれぞれ1億3,195万円を追加し、補正後の総額を233億9,195万円とするものであります。

歳出につきましては、総務費で、自治会から要望がありました旧教育集会所整備事業補助金を追加しております。

民生費では、一宮北中学校区に建設します認定こども園の建設候補地における用地購入費と設計監理委託料を追加しております。

農林水産業費では、平成29年1月から2月の大雪による農業者向け生産施設復旧金額が確定したことに伴い、兵庫県の補助金及び宍粟市の上乗せ補助金を合わせて計上しております。また、近年サルによる農業被害が増加していることから、生息・行動調査及び捕獲用檻にかかる費用を計上するものであります。

土木費では、平成29年1月から2月の大雪により市営住宅の屋根の被害が発生したことから修繕料を計上するものであります。

歳入につきましては、農業者向け生産施設復旧事業に係る県補助金を見込むほか、市営住宅修繕については公有建物被害共済金、旧教育集会所整備等補助事業及び一宮北中学校区認定こども園整備事業には合併特例事業債を活用し、さらに必要となる財源につきましては、見込みの範囲内のもとで前年度繰越金を計上しております。

なお、一宮町域における生活圏の拠点づくり事業につきまして、一宮生活圏の拠点づくり検討委員会での意見なども踏まえ、基本設計段階からタウンミーティングなどによる地域住民の皆様や各団体の方々との入念な合意形成を図ることとしたため、さらには、兵庫県立森林大学校の染河内小学校への移行にかかる県の改修工事期間を考慮し、一宮市民局第二庁舎を平成30年度の一定期間、森林大学校として引き続き使用する中で、市の生活圏の拠点施設における工事に着手できる時期もあわせる必要があることから、平成30年度末の完成から平成31年度末の完成に変更するため、設計監理委託料について、繰越明許費を計上するとともに、債務負担行為の期間の変更を計上しております。

また、一宮北中学校区に建設します認定こども園の設計監理委託料につきましても、債務負担行為の設定を計上しております。

以上、補正予算につきまして、概要の御説明を申し上げましたが、諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

12番、大畑利明議員。

12番（大畑利明君） 12番、大畑です。第71号議案、平成29年度宍粟市一般会計補正予算について、質問させていただきたいと思います。

まず最初に、この6月の補正予算、これにつきましての狙い、着眼点というのはどういうところにあるのか、もう一度市長のほうから、そのポイントについてお伺いをしたいと思います。どういう目標を持って、この予算を提案されているのかということも含めてお願いをしたいと思います。

次に、具体的な内容についてお伺いをしたいというふうに思いますが、まず、民生費の少子化対策事業費でございますが、一宮北保育所の用地購入費が計上されておりますけども、まだ一宮北につきましては、場所等が明確に定まっていないというふうに思うわけですけども、この時期での予算計上の意味は何なのか、既にもう見通しが立っての予算計上なのかどうか、それについてお伺いをしたいと思います。

二つ目には、農業振興費についてお尋ねいたします。二つございます。

一つは、サルの生息調査の業務委託についてでございます。

ただいまもありましたように、農業被害が相当起こっているということも伺っております。対策は非常に喫緊の課題であるというふうには思いますが、この調査委託について、調査の時期でありますとか、対象のエリアでありますとか、この調査業務全般の内容について、もう少し詳細にお聞きしたいということと、その調査を受けて今後どういう方向性で対策を打たれるつもりなのか、その辺についても説明を求めたいと思います。

それから、二つ目は雪害の被災農業者の復旧支援事業についてでございますけども、これについて詳細な資料はまた委員会のほうに資料提出をいただけたらというふうに思うわけですが、具体的にどこでどのような被害が発生しているのかというようなことを是非委員ともども検証する必要があるんじゃないかなということをお願いをしたいと思います。

また、3月の議会のときにもいろいろ意見が出ておりましたけども、今回は再建とか修繕とか、復旧に対する補助金でございます。もう一度立ち上がろうという方の補助金でございますけども、やはりその立ち上がりに向けての資金が確保できない方については断念をせざるを得ないというふうなこともひょっとしたら起こっているのではないかなというふうに思います。そういう雪害被害者、農業者の実態、全てが復旧・再建という形で立ち上がられたのか、この際そういう資金繰りが立たず、断念をされた方々がどの程度あるのか、その辺の把握ができていたら、これについても説明をお願いしたいというふうに思います。

それから、次、土木費でございますが、住宅管理費、これも雪害に関係するんだろうというふうに思いますが、具体的にどこの施設なのか、教えていただきたいとします。

それと、修繕料としては2,172万9,000円というのは適切なかどうか。この辺ちょっとよくわかりませんのでということと、当初予算には間に合わなかったのか、その辺も含めてお伺いしたいとします。

議長（実友 勉君） 答弁を求めます。

市長。

市長（福元晶三君） 私のほうからは、今回の狙い、着眼点ではありますが、冒頭ちょっと提案理由の中でも御説明申し上げたんですが、一般会計補正予算全般ではありますが、特に6月の補正予算については、もう議員も御承知だと思いますが、普通交付税であったり、あるいは前年度の繰越金等の一般財源がなかなか確定しない中での補正予算と、こうなっておるのが現状であります。

そういった中で、繰り返してありますが、早期に対応するほうが、より効果をあらわす、効果的なもの、それからもう一つは緊急でやむを得ないものに限定して、必要最小限の範囲で補正を行っておるところでありまして、最少の経費でできるだけ最大の効果を上げるという、こういう考え方の中も含めて今回補正計上をしておると、こういうことでもありますので、よろしくお願い申し上げたいとします。

議長（実友 勉君） 藤原教育委員会教育部長。

教育委員会教育部長（藤原卓郎君） 私のほうからは用地購入のことについてお答えさせていただきます。

今回補正予算で計上させていただいております用地購入費については、一宮北中学校区で実施します認定こども園の用地購入費であります。一宮北中学校区の地域協議会では、こども園の場所は、小学校との連携を考慮して付近に新たに設置する

ということが決定しております。その決定に基づきまして、総合的に判断し、小中学校に隣接する私有地を候補地として挙げておるところであります。

今回、計上するに当たりまして、関係地権者様には今後の土地の利活用等の意向をお聞きしておりまして、見通しはあるものと考えております。予算を議決いただいた後には交渉を進め、平成31年4月の開設を目指して進めていきたいと考えております。

以上です。

議長（実友 勉君） 名畑産業部長。

産業部長（名畑浩一君） 失礼いたします。農業振興費につきましては、2件お答えいたします。

まず、1点目、サル生息調査業務委託料についてお答えいたします。

平成24年ごろより、千種町内においてサルの出没報告が寄せられて、農作物への被害状況が年々大きくなっていく中、昨年、自治会より獣害への対策要望が提出されました。このような中で、爆音による追い払いやサル捕獲用箱罠の設置を試みておりますが、なかなか成果が出ていない状況でございます。

今回、本調査業務を実施することにより、サルの行動調査を行うことで、サルの居場所を特定し、把握し、適切な捕獲箇所の選定や効果的な追い払いが期待できるものと考えております。

委託内容につきましては、佐用町船越から千種町下河野の集落間で発信機を装着したサルの行動生息調査を最長6カ月間実施し、調査日報等を整理するものでございます。

実施主体につきましては、自治会、猟友会等を考えております。

また、サル専用の捕獲用の大型檻の整備も先行して実施する予定としておりますので、捕獲しましたサルにつきましては、雄につきましては処分したいと考えております。雌につきましては、発信機等を装着しまして行動調査のほうをしたいと考えております。

続きまして、雪害被災農業者生産施設等復旧支援事業であります。本年1月からの大雪により、被害を受けられた農業者に対し、施設の復旧や整備・修繕にかかる経費を支援する補助事業を兵庫県が整備されております。

制度は、市長の随伴補助を採択要件としておりますので、経費の3分の1を県補助、6分の1を市補助とし、経費の2分の1につきましては、個人の自己負担となる制度でございます。

支援対象者につきましては、今後その土地を利用し、営農を継続する農業者で、対象となる施設はビニールハウス、畜舎、果樹棚等の生産施設で、今回、市内54棟が申請対象となっております。歳出補正額2,995万7,000円を計上しておりますが、県の3分の1の補助金分1,997万1,000円を歳入財源としているところでございます。

議員からの御質問で今からやめられる方もいるんじゃないかという質問ですが、7棟の方がもう再建せずに撤去するという申請が出ております。ただ、その方につきましても、露地栽培等のほうで対応したいと考えておりますので、把握しておりませんが、その中でやめられる、もうしないという方については、まだちょっと把握できていない状況でございます。

以上です。

議長（実友 勉君） 花井建設部長。

建設部長（花井一郎君） 失礼いたします。それでは、3点目の施設修繕料の詳細について、御説明いたします。

1月から2月にかけての豪雪によりまして、市営住宅の神戸、それから三方、ナゴキの各団地の雨どい、それから大寺団地のテラスの屋根、それから大森団地のカーポートが破損いたしております。破損なり、全体にわたって変形等の被害を受けております。

当初予算に計上すべきなんですけれども、要求日程の上で計上できませんでしたが、早急に修繕する必要があるというもので、今回補正に上げさせていただいております。

修繕の内訳でございますが、神戸団地の雨どい、10棟全て、それから三方団地の雨どいにつきましては5棟全て、それから、ナゴキ団地の雨どいについては9棟全て、大寺団地のテラスの屋根につきましても3棟全て修繕いたします。大森団地のカーポートにつきましては20戸ございますが、そのうちの3戸の分について修繕をいたします。

修繕料は適切なのかという問いでございましたが、一応見積もりを徴収した上で積算をしております。ただ、ちょっと若干高いようなイメージを受けるんですが、仮設費、2階建てでございますので、足場等の仮設費に費用を要するというので、ちょっと割高になっているんじゃないかなというふうに思います。

以上でございます。

議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

12番（大畑利明君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、市長にお伺いしたいんですが、今回の補正、早期に取り組むことによって効果をあらわすものということで、御答弁がありましたけども、もう少し具体的に何を指しておられるのか、もう一度お伺いしたいというふうに思います。

それから、一宮北の用地費の関係でございますけども、これもいろいろ考え方はあるかと思いますが、私が思うには、もう一方で設計監理業務委託が債務負担行為とされていますよね。そういうものが設計監理がきちっとある程度固まって、どのぐらいの規模が必要なのか、それに基づいて用地などを求めていくというのが普通なんじゃないかなというふうに思うわけですが、設計監理が債務負担で年度をまたぎ、用地費が今計上されるというところに少し、なぜそんなに急がれるのかなというところを感じるわけです。

確かに地域の協議会の中で小学校との連携ということで、その付近という候補地を挙げておられるということは、よくわかるわけですけども、その規模とかいろんなことを考えたときに、もう少し慎重であっていいんじゃないかなというふうに思いますが、再度答弁を求めたいと思います。

それから、産業部長のお答えでよくわかりましたが、一つ、サルの生息については、宍粟市だけではなくて、近隣町とも連携してということでございますので、その辺の費用負担の関係でこういう予算計上なのか、その辺もう一度お伺いをしたいというふうに思います。

それと、雪害についての具体的な資料をまた委員会に御提示いただけるのか、それについても、もう一度お答えをお願いしたいと思います。

それから最後ですが、住宅の修繕のこともわかりましたが、この修繕というのは、私が思うのは、原形復旧が原則というか、基本にあるんだろうと思うんですが、全て対象になっているところは、そういう考え方でよろしいんでしょうか、もう一度御答弁をお願いしたいと思います。

議長（実友 勉君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 早期に対応する上で具体的に何かということでございますが、先ほど来少し質問にもあったとおり、例えば一宮北中学校の認定こども園についても一定の目標が地域で合意形成がなされております。平成31年の春、1年でも早く子どもたちの子育ての環境を整えてほしいと、こういう切なる願い、これまで長い経過の中でようやくそういったことが整ったところでありまして。そういったことも踏まえて、できるだけ早く早期にするほうが、より子どもたちにとっていい環境が整うと、そういう観点の一つあるかと思っております。

また、あわせもって、サルの問題につきましても、昨年来いろいろあったわけですが、補正で対応する分についても地域の皆さん、特に農業あるいは畑等々、高齢者の皆さんがサルの被害で非常に悩んでおられると。場合によってはもう畑もできない、やめる、こんな思いも持っていていらっしゃる。そういったことについてもできるだけ早く地域の皆さんのニーズに応じて、そのことに対応することが望ましいと。例えばそういった判断の中で、より効果があらわれると、そういう観点で計上させていただいております。

議長（実友 勉君） 藤原教育委員会教育部長。

教育委員会教育部長（藤原卓郎君） 私のほうからは、用地購入については設計が決まり、それから取得すべきではないかという御質問に対してお答えさせていただきます。

通常、設計する場合、土地が決まり、土地の土質状態、そういうさまざまな条件が決まってから設計ができるという運びになると思います。したがって、土地がまず決まらなくては設計が進まないということから、用地の取得を先に行い、その後、設計のほうに入ることになっております。

また、それでは規模が妥当かどうかということなんですけれども、今考えております候補地として、まずこども園、平均的な面積であります1教室あたり53平米という、そういうことを積み足しながら、また最低の運動場の面積もありますので、そういうことからこの候補地が適地ということを判断させていただいておりますので、このまず土地を早く確定したいということをお教育委員会としては考えております。

以上です。

議長（実友 勉君） 名畑産業部長。

産業部長（名畑浩一君） サルの獣害対策に関する連携というところですけど、隣接する市町と申しますと、佐用町が一つ挙げられると思うんですけど、佐用町でも先行してサルの捕獲等の捕獲罠等を購入されて、佐用町としての取り組みも進められております。お互いそういう生態の状況等も情報を共有する中で、効果的にそういう捕獲のほうを進めていきたいと考えております。

それと、雪害に対する事業者の意向であったりとか、諸課題についてですけど、これも委員会までに少し精査しまして、調べるところ、課題整理しまして報告させていただきたいと考えております。

以上です。

議長（実友 勉君） 花井建設部長。

建設部長（花井一郎君） 失礼いたします。先ほど御説明いたしました内容等も踏まえて、委員会のほうへ資料の提出はさせていただきたいと思います。

それから、できるだけ速やかな対応をすべきだというふうに私も考えておりますので、補正を承認いただきましたら、すぐ発注手続に入りまして、できるだけ早期に復旧したいなというふうに考えております。

議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

12番（大畑利明君） ちょっと質問に答えていただきたいんですが、産業部長、すみません、もう一回、委託費は近隣市町との案分でこの予算なのかどうかというところを聞きました。

それから、建設部長、すみませんね、修繕というのは原形復旧が原則なんでしょうか、今回の内容はどうなっているんでしょうかという質問にお答えいただきたいと思います。

以上。

議長（実友 勉君） 名畑産業部長。

産業部長（名畑浩一君） 案分ではございません、市の独自の費用でございます。

議長（実友 勉君） 花井建設部長。

建設部長（花井一郎君） 保険対応で基本は原形復旧でございますが、資材等がないものもございますので、基本的には代替で済むものは代替ということです。ただ、構造的な欠陥というのもあったというふうに思いますので、若干その分は検討して変えていくということで施工したいなというふうに思っております。

議長（実友 勉君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第71号議案は、予算決算常任委員会に付託をいたします。

日程第5 請願第1号

議長（実友 勉君） 日程第5、請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題といたします。

この際、紹介議員より請願趣旨の説明を求めます。

13番、東 豊俊議員。

13番（東 豊俊君） それでは、請願第1号、朗読をもって提案説明としたいと思います。

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の要請についてであります。

学校現場における課題が複雑化、困難化する中で、子どもたちが子どもたちの豊かな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。そのためには、教職員定数改善などの施策が最重要課題となっております。

連合総合生活開発研究所の教職員の働き方、労働時間に関する報告書では、7、8割の教員が一月の時間外労働が80時間となっていること。1割が既に精神疾患に罹患している可能性が極めて高いことなどが明らかになりました。

明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善も欠かせません。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の三位一体改革の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。幾つかの自治体においては厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われておりますが、地方自治体の財政を圧迫しています。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。豊かな子どもの学びを保障するための条件整備が不可欠です。

こうした点から2018年度政府予算編成において、下記事項が実現されるよう地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関への意見書提出をお願いいたします。

記

- 1．子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。
具体的学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。
- 2．教育の機会均等と水準の維持・向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（実友 勉君） 東 豊俊議員の説明は終わりました。

続いて質疑であります。発言通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております請願第1号は、文教民生常任委員会に付託をいたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、6月13日午前9時30分から開会いたします。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでございました。

（午前10時28分 散会）